

1 目的

身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障害のある者の更正援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 委託

市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障害のある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって原則として身体障害者のうちから適当と認められる者に対して3に掲げる業務を委託するものとする。

3 業務

相談員は、次に掲げる業務を委託されるものとする。

- (1) 身体障害者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障害のある者の更正援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障害のある者の更正援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障害のある者に対する国民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

4 関連機関との連携

相談員は、その業務を行うに当たっては、福祉事務所、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

5 業務委託の期間

相談員の業務委託の期間は2年とする。ただし、補欠の相談員の委託期間は前任者の後任期間とする。

6 業務委託の解除

市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

7 その他

- (1) 相談員には、その業務を行うにあたって相談員であることを証明する証票を携行させるものとする。
- (2) 相談員に年1回以上の研修を受けさせるものとする。
- (3) この業務を行うため、ケース記録その他の帳簿を整備させるものとする。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。